

# 社会福祉法人 六踏園

## 役員・評議員及び委員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人六踏園定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条並びに苦情解決対応規程第11条の規定に基づき、役員・評議員及び委員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 委員とは、子ども権利擁護委員、苦情解決のための第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬・賞与其他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員・評議員及び委員の報酬等は、別表のとおりとする。

- 2 他の会合と同日に開催の場合は支給しないこともある。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び委員に対しては、支給しない。

### (費用弁償)

第4条 役員・評議員及び委員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人六踏園旅費規程に基づき支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員・評議員及び委員に対する報酬等と費用の弁償は、本規程に基づきその業務にあたった場合、その都度現金にて支給する。ただし、本人の同意を得れば指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (役員・評議員及び委員の報酬)

役 職		報 酬
理 事	日 額	5, 0 0 0 円 (税抜)
監 事	日 額	5, 0 0 0 円 (税抜)
評議員	日 額	5, 0 0 0 円 (税抜)
子ども権利擁護委員 苦情解決のための第三者委員	日 額	5, 0 0 0 円 (税抜)
評議員選任・解任委員	日 額	5, 0 0 0 円 (税抜)